

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（人事課

）

一 趣旨

令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告等を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を行うための改正

二 内容

- (一) 給料表の見直し
- (二) 扶養手当の見直し
- (三) 地域手当の支給割合の見直し
- (四) 通勤手当の支給限度額の引上げ
- (五) 在宅勤務等手当の新設

三 施行期日

令和七年四月一日